

香川県報



第 36 号

平成 16 年

5 月 7 日（金曜日）

公 告

●香川県公告第二百四十三号
特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年五月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

○道路の位置指定

（建 築 課） 一

公 告

○落札者等の公示

（情 報 政 策 課）

○土地改良事業の認可

（土 地 改 良 課）

○土地改良区の役員の就任の届出

（ ” ” ）

○土地改良事業の工事完了の届出

（ ” ” ）

告 示

●香川県告示第三百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年五月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指 定 番 号 善土指道 第一号

二 指 定 年 月 日 平成十六年四月二十日

三 指 定 道 路 の 位 置 善通寺市金蔵寺町字川添一七〇四―一、一七〇五―一、一七〇五―二及び同地先農道

四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 四・一〇メートル

延 長 三〇・三〇メートル

香川県知事 真 鍋 武 紀

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小豆郡内海町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年五月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 給与システム運用業務 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 随意契約

四 契約日 平成十六年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 富士通株式会社四国支社 高松市藤塚町一丁目一〇番三〇号

六 契約価格 三九、九〇〇、〇〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課システムグループ 電話番号〇八七―八三二―三二四一

●香川県公告第二百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業（高度利用）広庄地区）を行うことについて平成十六年四月二十二日認可した。

平成十六年五月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小豆郡内海町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年五月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小豆郡内海町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年五月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 役員の種類 | 氏名 | 住 所 | 退任年月日 |
|----------|-------|-----------------|----------|
| 一 退任した役員 | 徳本 巖 | 坂手甲一七二九番地三 | 〃 |
| | 川西 良雄 | 〃 甲七五七番地一 | 〃 |
| | 炭山 幹雄 | 福田甲六三七番地六 | 〃 |
| | 中島文二郎 | 吉田甲一四二番地 | 〃 |
| | 肥田 高成 | 草壁本町五七二番地四 | 〃 |
| | 古郷 新 | 安田甲七八六番地二 | 〃 |
| 理事 | 原田 正毅 | 小豆郡内海町西村甲一六三番地 | 平成一六、三、六 |
| | 後藤 亀義 | 〃 甲二三一五番地二 | 〃 |
| | 大橋 四作 | 神懸通甲一六一一番地五 | 〃 |
| | 中野 武 | 〃 甲九五二番地 | 〃 |
| | 上川 和雄 | 木庄甲一四三番地二 | 〃 |
| | 川崎 康二 | 安田甲五七六番地 | 〃 |
| | 長木 義弘 | 苗羽甲一一三二番地一 | 〃 |
| | 播磨 正敏 | 〃 甲一八六四番地二 | 〃 |
| | 徳本 巖 | 〃 甲一七二九番地三 | 〃 |
| | 川西 良雄 | 坂手甲七五七番地一 | 〃 |
| | 炭山 幹雄 | 福田甲六三七番地六 | 〃 |
| | 中島文二郎 | 吉田甲一四二番地 | 〃 |
| | 古川 昇 | 安田甲八四五番地三 | 〃 |
| | 木村 伸博 | 片城甲五八四番地二 | 〃 |
| 二 就任した役員 | | | |
| 理事 | 西谷 利視 | 小豆郡内海町西村甲九九一番地三 | 平成一六、三、七 |
| | 原田 正毅 | 〃 甲一六三番地 | 〃 |
| | 大橋 四作 | 神懸通甲一六一一番地五 | 〃 |
| | 中野 武 | 〃 甲九五二番地 | 〃 |
| | 川崎 康二 | 安田甲五七六番地 | 〃 |
| | 森 俊 | 木庄甲二二三番地 | 〃 |
| | 長木 義弘 | 苗羽甲一一三一番地一 | 〃 |
| | 播磨 正敏 | 甲一八六四番地二 | 〃 |

| 土地改良事業を行った者の名称 | 土地改良事業の種類 | 地区名 | 工事完了年月日 |
|----------------|----------------------------|-------|-----------|
| 三豊郡山本町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) | 白谷地区 | 平成一五、八、三一 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) | 高額地区 | 平成一五、九、三〇 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) | 中西下地区 | 平成一六、三、五 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) | 三条坊地区 | 平成一六、一、二〇 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) | 宮池地区 | 平成一六、一、三〇 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) | 宮の浦地区 | 平成一六、三、五 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) | 仁池地区 | 平成一六、一、三〇 |

●香川県公告第二百四十六号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。
 平成十六年五月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 〃 | 〃 |
| 単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) | 単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) |
| 岡松地区 | 東香原地区 |
| 平成一六、一、一五 | 平成一六、一、二〇 |

平成十六年五月七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています